

平成29年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成29年3月22日（水曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1** 第1号議案から第27号議案まで及び議案第1号
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第2** 追加議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第3** 閉会中の継続調査・審査の申し出について
- 日程第4** 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | | | | |
|------|-----|---|---|---|
| 1 番 | 安 達 | か | ず | み |
| 2 番 | 中 尾 | 勉 | | |
| 3 番 | 黒 田 | 健 | 一 | |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 | 美 | |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 | 治 | |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 | 之 | |
| 7 番 | 土 谷 | 信 | 也 | |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 | 男 | |
| 9 番 | 成 重 | 博 | 文 | |
| 10 番 | 安 達 | 隆 | | |
| 11 番 | 松 本 | 博 | 彰 | |
| 12 番 | 河 野 | 徳 | 久 | |
| 13 番 | 安 東 | 正 | 洋 | |
| 14 番 | 北 崎 | 安 | 行 | |
| 15 番 | 河 野 | 正 | 春 | |
| 16 番 | 山 本 | 博 | 文 | |
| 17 番 | 菅 | 健 | 雄 | |
| 18 番 | 大 石 | 忠 | 昭 | |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次 郎 丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主 査	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼市民課長	山 田 真 一
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
税 務 課 長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	丸 山 野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	安 田 祐 一
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	吉 止 勝 幸
耕 地 林 業 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	宗 直 長
消 防 長	榎 本 久 光
総 務 課 人 事 給 与 係 長	伊 藤 昭 弘
総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長 兼 秘 書 係 長	
	近 藤 毅
教 育 委 員 会	
教 育 長	河 野 潔
教 育 庁 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長	
	安 藤 隆 治
教 育 庁 学 校 教 育 課 長	小 川 匡
教 育 庁 文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。総務委員長に2番、中尾 勉君、同副委員長に3番、黒田健一君、社会文教委員長に1番、安達かずみ君、同副委員長に5番、井ノ口憲治君、産業建設委員長に6番、阿部輝之君、同副委員長に13番、安東正洋君。

以上のとおりであります。

3月22日

○議長（安達 隆君） 日程第1、第1号議案から第27号議案まで、及び議案第1号を一括議題といたします。

これより委員長長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 皆さん、おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る3月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第10号議案、平成29年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億1,157万6,000円が計上されています。

歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費です。その財源は、使用料、財産収入、繰入金、市債等で措置されています。

審査の中で委員より、新たな加入者の見込みや加入率の状況などの質疑や意見がありました。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）の内、本委員会に付託された部分ですが、国の地方創生拠点整備交付金事業で決定を受けた昭和の町拠点施設利用促進事業や、長崎鼻パーフェクトビーチ整備事業のほか、本年度の事業執行等を踏まえた事業費の増減などが計上されています。

歳入予算の内容については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金などで財源措置されており、補正額は6,453万1,000円の増額で、補正後の予算総額は156億7,538万8,000円となっています。

繰越明許費の設定については、社会資本総合整備計画管理事業などの繰り越し措置を行っています。

次に、地方債の補正については、長崎鼻パーフェクトビーチ整備事業などを追加し、ごみ処理施設整備事業などの限度額の変更を行っています。

審査の結果、第12号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、豊後高田市個人情報保護条例の一部改正については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、豊後高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国、県の状況を勘案し、職員の育児休業等に関して所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、育児休業をした職員はどのくらいかの質疑が出されました。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、職員の扶養手当の額を改定するものです。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、豊後高田市債権管理条例の一部改正については、文言の整理を行うものです。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、豊後高田市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、影響される対象者の見込みについて質疑が出されました。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、安達かずみ君。

○社会文教委員長（安達かずみ君） おはようございます。去る3月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案8件の審査結果を報告いたします。

第2号議案、平成29年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、38億2,384万7,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金です。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金です。

審査の中で委員より、歳入予算の減少について質疑や意見がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第2号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、平成29年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、3億3,060万8,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の中で委員より、保険料が増加した要因について質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第3号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、平成29年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、28億4,466万円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費です。

審査の中で委員より、減免制度の周知方法についてなどの質疑が出されました。

本議案については反対の討論がありました。

審査の結果、第4号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成27年度事業における国・県支出金精算償還金が計上されています。民生費では、施設型給付費などが増額され、臨時福祉給付金給付事業に要する経費が減額されています。

次に、繰越明許費の設定については、経済対策臨時福祉給付金事業や健康なまちづくり推進事業などの繰り越し措置を行っています。

審査の中で委員より、病児・病後児保育事業についての質疑がありました。

審査の結果、第12号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市健康交流センター花いろ）は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、財産の無償譲渡については、老人憩の家等として使用していた建物等を認可地縁団体に無償譲渡するものです。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正により、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとされたことから、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第25号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第1号、豊後高田市子ども医療費助成条例の

3月22日

一部改正については、子ども医療費の通院費助成を中学卒業まで拡大するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で一部の委員より、親の経済的負担軽減として必要である旨の賛成討論がありました。他の委員から予算を伴う議案は予算と同時に提出すべきである。さらには、中津市、宇佐市、豊後高田市の3市で歩調を合わせていくことが確認されており、現行制度を維持すべきである旨の反対討論がありました。

審査の結果、議案第1号については、採決の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決しました。

以上で社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） おはようございます。去る3月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案12件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、平成29年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算は、5,953万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計繰入金及び簡易水道整備事業債です。

歳出の主なものは、簡易水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

地方債については、簡易水道整備事業に充てる資金の借り入れをするための措置がなされています。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号議案、平成29年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算は、6億4,554万8,000円が計上されています。

歳入の主なものは、公共下水道使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、公共下水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

債務負担行為については、地方公営企業法適用支援業務委託料が措置されています。

地方債については、公共下水道整備事業などに充てる資金の借り入れをするための措置がなされています。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、平成29年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、2億204万4,000円が計上されています。

歳入の主なものは、使用料及び一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、処理場管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

地方債については、資本費の平準化に充てる資金の借り入れをするための措置がなされています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、平成29年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算は、3,471万1,000円が計上されています。

歳入の主なものは、使用料及び一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第8号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、平成29年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算は、1,199万3,000円が計上されています。

歳入の主なものは、使用料及び一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、平成29年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数5,433戸、年間総給水量151万1,100立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益2億5,735万8,000円に対し、事業費用2億2,295万4,000円を予定し、差し引き3,440万4,000円の税込み当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額2,802万7,000円に対し、支出総額1億5,847万5,000円を予定し、差し引き1億3,044万8,000円の不足額が生じますが、この不足

分は当年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農業費については簡易水道事業特別会計繰出金が増額されています。

農林水産業費については、有害鳥獣捕獲事業に要する経費などが増額され、新規就農総合支援事業、経営体育成支援事業に要する経費などが減額されています。

商工費については、長崎鼻パーフェクトビーチ整備事業に要する経費などが増額されています。

土木費については、社会資本整備総合交付金事業に要する経費が減額されています。

次に、繰越明許費の設定については、産地パワーアップ事業、社会資本整備総合交付金事業などの繰り越し措置を行っています。

審査の中で委員より、長崎鼻パーフェクトビーチ事業の建物の棟数や面積、デジタルアートの事業費について質疑や意見が出されました。

審査の結果、第12号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、平成28年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、予算総額の増減はないが、繰越明許費の設定について簡易水道統合整備事業などの繰り越し措置を行っています。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、平成28年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）については、減価償却費及び資産減耗費の費用計上の補正を行うものです。

補正額は、収益的支出を2,278万5,000円の増額で、補正後の予算総額は2億3,275万5,000円となっています。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第26号議案、豊後高田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員及び推進委員の定数及び報酬の額を定めるとともに所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第26号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第27号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、長小野住宅を廃止するものです。

審査の結果、第27号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 予算審査特別委員長、成重博文君。

○予算審査特別委員長（成重博文君） おはようございます。予算審査特別委員長報告を行います。

去る3月17日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は、議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、平成29年度豊後高田市一般会計予算は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、第1号議案から第4号議案まで4つの予算議案について反対討論

3月22日

をいたします。

最初は、第1号、一般会計の当初予算についてであります。

ご承知のように、間もなく市長選挙が始まりますが、そのために今回の当初予算は骨格予算になっておりまして、前年度に比べてみても予算額が減額してる、これは当然のことだと思います。日本共産党市議団は、市民の要望に応じて、市民の利益を守る予算案については当然賛成するものであります。しかしながら、予算委員会でも1人1時間の時間でしか質疑ができませんでしたが、その審議の中で幾つか同意できない点がありますので、簡単に指摘をし、討論をしたいと思っております。

最初は、同和事業についてであります。長い歴史がありまして、佐々木元市長時代に、やっぱり行政の主体性が欠けておりまして、特定団体言いなりに同和の住宅の貸付資金ですね、貸し出しましたために償還期間が来てもなかなか償還してもらえず、まあ、今度の予算でも17件で約5,500万円が長期にこげついている状況であります。

問題なのは、予算委員会で議論をしましたように、この1年間で17人のこげつきに対して、わずか45万円だけを償還してもらおうというような予算になっています。これでは、あと何十年たっても解決できない問題であり、永松市長自身も私の指摘に対して当然これは7件だけの問題でなくて、全対象者に対して償還を求めて、市としても対処していくという表明がありました。そのことは了としますけれども、予算がこういうことになってるんだから、予算の範囲内ということじゃなくて、やっぱりこれは解決のために努力してもらいたいと思っております。でないと、同じ資金を借りて土地を買ったり家を建てたりした方々も一生懸命働いて期日までに完全償還をした方々もたくさんおいでます。ほんの一部の方がこういうことになっており、まじめな方に対して同じ扱いをされたら困ると思っております。そうではなくて、中でもこの17件の中でも私がわかってるのは一定の所得を上げております。そういう方についてはですね、所得に応じて償還をもらう、市の働きかけがもっともっと要るんじゃないかということをおきます。

さらに、もうこの同和関係の法律が終結しまして、全国的には同和関係団体に対する市独自の補助金は廃止をされています。大分県内でも廃止をしてみると、毎年毎年の予算で予算を減額してるところが

ありますけれども、豊後高田の場合は合併した後もですね、その基準で、そしてその後、関係団体がある程度解散した地域があるんですけども、それでも本当に今のところは、その決算書を見ましても組合員はほんのわずかしかないのに、今度の予算でも125万円と今までどおりの予算となっております、当然これは各種団体の補助金に比べてみても不公平な問題であり、同意できません。

さらに、今回、臨時国会で新しい法案が強行されてまして、何かこれをもとにして、また差別を掘り起こす、あるいは差別を固定化するような動きも出ておりますが、毅然とした態度でですね、同和問題の解決のために取り組んでもらうことを要求をし、この同和問題は終わります。

あと、長くなりますから簡単にしますが、マイナンバー制度そのものに我々は反対しておりますので、やっぱりその関連予算、また、宇佐、高田、国東で共同で大型のごみ処理場の建設事業を進めておりますけれども、それに伴う1億円を超える負担金などもついておりますけれども、本会議で議論しましたように、建設費と維持管理費20年分なんですからけれども、この267億円の入札予定価格については市民の理解が得られませんので、これに基づく負担金なども反対をしたいと思います。

次は、第2号議案、国民健康保険の特別会計の予算についてであります。

ご承知のように、この国保の被保険者というのは、農家の方々、商売をされてるの方々など、あるいはまた退職者も含まれておりますけれども、一般的に所得の低い方々なんです。ところが、今の現行条例に基づく今回のこの予算については、市民の所得に比べてですね、国保税が高過ぎると。本当に高過ぎる国保税を何とか引き下げてほしいというのが多くの市民の願いでありまして、私もやっぱり行政に携わる者については、やっぱり市民本位、市民ファーストでやるべきでありましてですね、この予算については、私は同意できません。

とうとう政府・安倍政権においても、やっぱり国民の声に応じて、低所得者については国が援助せにゃいかんと、低所得者の負担を軽減せにゃいかんとということで、平成27年度から約1,700億円のこの低所得者の軽減対策として国保会計に納入することになりました。

ところが、豊後高田市の場合は、これ1人当たり全国平均では5,000円になるんですけども、その資

金が低所得者のための国保税の引き下げに使われるんじゃないくて、一般会計から国保会計に繰り入れしておる、この繰入金に充てられてるために、一般会計はそれだけ歳出が少なくなったけれども、被保険者については何ら実際に国はそういう形で軽減対策として組んだけれども低所得者は恩恵を受けないということになっています。ちょっと水を飲ませてもらいます。

私は、かねてから申し上げておりますように、やっぱり市民の中では国保税が自分の所得に比べて高過ぎると、この声に応じてですね、やっぱり執行部も我々議会側もやっぱり英知を総結集してですね、この問題解決に当たらなければならぬと思うんです。

私ども勉強しておりますけれども、一番の問題は永松市政じゃないんですよ。一番の問題は国から国保会計に負担をする、この負担割合が当初は医療費の四十数%ありましたけれども、今では二十数%まで激減されてるんですね。国の予算では軍事費は5兆円を超えるような史上最大の予算になりましたけれども、社会保障のほうはどんどん切られてきてる。その結果、国保が大きな影響を受けてる。だから軽減対策として1,700億円、来年は3,400億円導入するようになったんですけどもね、もっともといわゆる医療費に対する国庫負担の割合を元に戻せと、もっとふやせという戦いをしない限り、この問題は根本的には片づかないと思いますので、市長はこれできょうの議会で終わりますけれども、私新しい市長にも呼びかけて、国に向けて執行部も議会も一体となって改革を求めると。市町村の国保会計が大変だから大分県一本化するということで来年からなりますけれども、それに向けても国が負担をふやさない限りこの問題は解決できないということを指摘をしまして、今回の予算はやはり市民の所得に比べて負担が高過ぎる予算になっておりますので、反対するものであります。

次は、第3号議案、後期高齢者医療保険の特別会計の予算についてであります。

この制度が始まって9年目を迎えると思うんですけども、私ども日本共産党は当初から75歳以上のお年寄りを差別するものだと言って差別医療制度だということで制度そのものに反対してきました。国会におきましても他の幾つかの党も一緒になってこの制度を廃止をという動きもあったんですけども、今日を迎えております。

よって、問題なのは、75歳以上の方々も年金生活

者が多いんですけども、自分の所得に比べて保険料が高過ぎると。知らない間に年金から天引きをされるという状況が続いておりますけれども、全国的に高齢者の不満の声が大きくて、国会でもいろいろと論争をしました結果、特別に9割軽減制度、いわゆる均等割などはですね、所得割じゃなくて均等割などは9割軽減特例措置がとられてきました。ところが安倍政権になったら、この新年度、平成29年度からこれを全面廃止をしようということになった。これになりましたらもう高齢者は大変な問題だったんですけども、国会論戦など、あるいは広域の後期高齢者医療の広域事務組合などから要望が大きくて、とうとう政府も一部見直しをすることになりまして、今回、今審議されております予算については、軽減措置の廃止は所得割の一部を廃止して、ことし、来年、その次というように、市民の負担がふえます。

もう一つは、これまで高齢者の皆さんが子供さんの社会保険に入っていた方々、この分の9割軽減の軽減措置が撤廃されるということになりまして大きな影響を受けるんです。

私の調査によりますと、今回のこの予算案のもとになっているのは、低所得者の所得割特例廃止によって、470人分、349万円の負担増になります。それから、被扶養者軽減措置の廃止によりまして388人分、260万円が減額され増税になる予算として組まれております。これによりまして平均しましたら、1人当たり昨年に比べて年金から天引きされるのは1年間に約7,000円の天引きされることになるんですね、7,000円増の天引きですね。これは高齢者にとってもう大変な問題でありますので。さらに今のところ一応食いとめておりますけれども、来年からまたこの改悪が続く恐れがありますので、やっぱり新しい市長は政府に向かってこれを食いとめて、高齢者のために頑張ってもらいたいということを要求をして、この討論を終わります。

最後に、第4号議案、介護保険の特別会計の予算についてであります。

ご承知のように、一昨年3月議会で、介護保険第6期計画に基づく介護保険料の条例が市長から提案されて議決されました。その時に私ども日本共産党議員団は、基本的には、それは永松市長の努力によって基本額は若干下がることになりましたけども、そのほんの一部の方が、9段階になりまして一部の方が年金は払っておるけれども、介護保険料が上がるということで、同じ下げるなら全部下げるべきだ

ということで条例の修正案を提案したんですけども、残念ながら同意をもらえず否決されて、その方々については介護保険料が大幅に上がっております。そのためのこの予算、それを見込んだ予算になっておりますので、私どもは同意できません。

で、国のほうもどんどん介護保険制度を改悪しまして、例えば特別養護老人ホームに入所できる方々についても基準が下がりまして対象が減ることになりましたし、また、今度のこの予算については、新年度から要支援1、2の方々については、ホームヘルパー事業とデイサービス事業が介護の介護保険の給付から外されて一般事業に移行することになりました。今全国的に問題になっているそのことによって一般事業ということで枠が決められて、本当はデイサービス受けて、ホームヘルパーサービスを受けたいけれども抑制をされるということがあってはならないと思うので、このことが心配になっております。サービスの利用者の抑制あるいはサービスの低下をしないように強く要求をしまして、新しい市長がこの問題についてもさらなる介護保険制度の改悪をしないように政府に働きかけていただくことを要求し、討論いたします。

最後に、議員の皆さん方、ぜひ私の今の討論に賛同していただきまして、ご賛同していただきますことを心からお願いを申し上げまして、討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 12番、河野徳久君。

○12番（河野徳久君） 皆さん、おはようございます。12番、豊翔会の河野徳久です。私は、議案第1号に反対の討論をいたします。

子ども医療費助成制度の拡充に伴う条例改正は、全国的に広がりを見せており、移住、子育ての施策に取り組んでおります本市においては、近い将来、取り組まなければならない重要課題の1つだと思っております。しかしながら、今回提案されております議案第1号は、条例改正のみで、予算は示されておられません。

地方自治法第112条では、予算の提案権は長に専属しております。議員にはすることができないことを示しておりますが、予算を伴う条例を提案することができない旨を規定したのではないようです。

一方、地方自治法第222条では、長が条例案を提出する場合は、これに必要な財源を計上する予算案を同時に提出することを要件とする趣旨が述べられております。

なお、本条による制限は、議会の議員が提出する条例案、その他の案件については直接適用されるものではないと書かれております。

しかしながら、議員提案の案件についても、本条の趣旨に沿って運用されるべきことは当然であると通知で示されております。本来、条例と予算は表裏一体のものであり、予算を伴わない条例は実効性を期しません。

このような疑問点を考慮いただき、議員各位には賛同いただけますようお願いいたしまして、私の議案第1号の反対討論を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（安達 隆君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美でございます。議案第1号、豊後高田市子ども医療費助成条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

子どもの間は、けがや病気になりやすく、早く治療してこそ子どもらしく元気に活動できます。子育てには多くのお金がかかります。せめて子どもが病気の時は、親の経済的な負担を軽くし、子どもに必要な治療を受けさせるべきだと思います。本来、国の施策として子ども医療費はどこに住んでいても無料であるべきです。深刻な少子化をとめるためにも、子どもを育てやすくする施策として無料化が全国で進んでいます。

本市では、子どもの医療費は、入院については中学卒業まで、通院については就学前までが無料になっています。議題になっています子どもの医療費助成条例の一部改正議案は、本市においても中学卒業まで通院費も含め医療費を無料にするための条例の一部改正議案であり、市民の願いに応える施策を実施するための議案であり、賛成するものです。

すでに中学卒業まで医療費の助成を実施している自治体は全国で8割以上、大分県でも18市町村中9市町村が医療費助成をしています。そのほかにも杵築市、津久見市、日出町でも、今開かれている定例議会から4月から実施するための条例改正案と予算案を提案しております。子どもの医療費助成の拡充は、4月からの新年度では全国でさらに広がると思います。

この議案は、社会文教委員会に付託され審議されましたが、質問者はなく、2人の委員から反対討論

がありました。その中でこの議案が地方自治法に反するとの発言がありましたが、地方自治法第112条に基づいて提出した議案であり、地方自治法違反ではありません。

また、中津、宇佐市より先んじて本市だけが中学生まで医療費無料化にすることは反対との討論がありましたが、冒頭に申し上げましたように、子育てには子どもの医療費無料化を拡充することは緊急な課題であり、おこなっている他市に足並みをそろえるのではなく、先進自治体に学び、早急に実施することが求められていると思います。

財源については、何にでも使える財政調整基金が約30億円あります。そのほんの一部を使えば実施できる事業です。4月には新しい市長が誕生しますので、市長に補正予算を提案するよう要請し、10月1日から中学卒業までの医療費無料化の実現を目指す条例の一部改正議案ですので賛成です。

議員各位のご賛同を求めて賛成討論を終わります。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。8番、近藤紀男君。

○8番(近藤紀男君) 議席番号8番、新政会の近藤紀男です。私も議案第1号、子ども医療費助成条例の一部改正について、今議会で改正すべきでないという反対の立場で討論を行います。

本議案に関しましては、まず中津市民病院小児救急センターのことから述べなくてはなりません。この小児救急センターは、定住自立圏の協定に基づき、平成22年より県北の3市、中津市、宇佐市、豊後高田市、そして福岡県東部の1市2町、合計6つの自治体が連携して小児科救急医療体制の充実とその安定を図ることを目的として、今日まで財政支援を行ってきております。当然のことながら、この小児救急センターには本市の子どもたちも少なからずお世話になってきております。

また、この定住自立圏における県北の3市、中津市、宇佐市、豊後高田市との協議の中で中学生までの医療費の無料化については、最重要課題として3市で歩調を合わせていくことが確認されており、協議は今も継続中であると認識しています。

したがって、市民病院を抱える中津市におきましても、現在、中学生までの医療費無料化には踏み切っておりません。このことは昨年議会のたびに再三再四答弁がなされております。

私は、昨年12月議会で、市民が最も急を要する本市の救急医療について質問を行ってまいりました。

本市の救急指定病院は、高田中央病院の1カ所のみで、小児科もこの1カ所だけであります。そして、この1年間の救急搬送者の総数は、1,290名で、この内の約55%が他市の病院へと搬送されており、本市では到底賄えない実情があります。小児科を含め、本市における医療は、近隣自治体との協力関係や連携が最も大切であると考えられるものであります。

中学生までの医療費の無料化は、確かに喫緊の課題ではありますが、中津市や宇佐市が未実施の中で、今本市だけが先んじて実施することに反対するものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの内、反対のありました第1号議案から第4号議案までを除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、採決表の一括採決するものの内、反対のありました第1号議案から第4号議案までを除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第1号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。起立採決の際は同様にお願いいたします。

お諮りいたします。第1号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定をいた

3月22日

しました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました議案第1号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決を行います。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

採決の仕方に誤解があったようでございますので、再度採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。ボタンを。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立少数であります。よって、議案第1号については否決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第2、第28号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第28号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年6月30日をもって任期が満了する人権擁護委員に木下秀孝氏を再度推薦することについて意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いいたします。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第28号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第28号議案を採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第28号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(安達 隆君) 日程第3、閉会中の継続調査・審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から議会運営委員会の所管に関する事項の調査等及び各常任委員長から各常任委員会の所管に関する事務の調査等を閉会中に行いたい旨の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中に各委員会の所管に関する事項の調査等を行うことについては、委員の任期中において閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中に各委員会の所管に関する事項の調査等を行うことについては、委員の任期中において閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

○議長(安達 隆君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止に

については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。18年有余の長きにわたり市政発展のため全力で取り組んでこられました永松市長におかれましては、退任まで残すところ1カ月となりました。そして、市議会定例会におきましては、本日をもって最後となり、私から議会を代表しましてご挨拶をさせていただきます。

永松市長の功績は、一般質問の中でもお話ししましたが、昭和の町、玉津高齢者のまちなどのまちづくり、田染や都甲地区を中心とした文化財の保存と活用、さらに恋叶ロードを始め、真玉から香々地域地域の整備など、本当に多くの分野で市内全域にわたり大きな成果をいただきました。

同時に、書籍やテレビ、新聞、インターネットでも大きく取り上げられ、豊後高田市を全国区にしていきましたことは、毎年全国から多くの議会が視察においでくださいますことや、全国市議会議長会で名前が通用するなど私にとりましても大きな誇りでございます。改めてその功績に深く感謝申し上げますとともに、退任後におきましても市政発展のためご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。18年間本当にお疲れさまでございました。そしてありがとうございます。（拍手）

この際、市長、永松博文君の発言を許します。

○市長（永松博文君） 安達議長様から身に余るおことばをいただき感謝申し上げます。そして、最後に発言の機会までいただき、まことにありがとうございます。

さて、私は、かねてより申し上げておりましたが、今期で市長を退任させていただきます。まず、この18年間の市政運営を私に与えていただいた議員を始めとする市民の皆さんに心から御礼を申し上げます。

思い返せばすばらしい18年間でした。満足のいく18年間でした。そして感謝の18年でした。私は、市長の任にあらずと断り続けてなった市長でした。不安な門出でもありましたが、市長になってからは何が何でも豊後高田をよくする、そのためにこの身を市政にささげる決意をいたしました。そして全力で今日までやってまいりました。この2万3,000の市がいろんな面で全国から注目されるようになりました。日本一になった分野もあります。豊後高田に住みたいと全国から移住してくださる方々も多くなりました。そして、人口も社会増を続けておりま

す。これもひとえに皆様のご支援とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

さて、昨日うれしいニュースが入りました。ことしの健康寿命です。男性が1.1歳延び、17位から10位になり、女性が0.5歳延び、10位から上位の6位になりました。市民の皆さんの健康への認識が、この認識が高くなっており、今後もますます延びると思っております。これで私の心残りはなくなりました。

最後になりましたが、豊後高田市のますますの発展と市民の皆さんのご多幸を祈念するとともに、感謝とお礼を申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（安達 隆君） これをもちまして、平成29年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 黒 田 健 一

豊後高田市議会議員 甲 斐 明 美